

## 有形民俗資料の保存と活用の課題

——文化財保護制度運用の場の現状をめぐって——

小島 孝夫

### はじめに

筆者は二〇二〇年一〇月から年末まで、文化庁の企画調査会において、コロナ禍の下で顕在化してきた地域社会における儀礼や行事の休止等への対応について検討してきた。この調査会での案件は、一、無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度について、二、多様な文化財の保存・活用について、三、地方公共団体における登録制度についての三件であった。一と三は文化財に対する保護の方法を拡げることに関する検討であり、二では文化財としての対象を拡げることに関する検討であった。<sup>①</sup>

そして、一と三の議論の前提になっていたのは、有形文化財や有形の民俗文化財に対して実践されてきた保護施策であった。有形文化財や有形の民俗文化財は指定制度と登録制度により

保護されているのに対して、無形文化財や無形の民俗文化財は指定制度と記録選択の制度しかないことから、今後のコロナ禍の下で文化財を保護するための施策として、新たに登録制度を加えることが検討されることになったのである。

筆者は武蔵野美術大学在学中に有形の民俗資料（民具）を資料化する手法として実測図を作成するということを経験した。そしてその後、有形の民俗資料の実測図作成が重要有形民俗文化財指定のための要件となったことから、現在まで有形の民俗資料の保存と活用に関する諸事業に関わることになった。筆者のこれまでの経験では人が創り出すモノに対しては指定制度を補うものとして登録制度が有効に機能しており、人が行うコトに対しては指定制度を補うものとして記録選択制度が有効に機能しているという認識であったので、無形文化財や無形の民俗文化財に対して新たに登録制度を導入することに対しては現行の記録選択制度との調整を慎重に検討していくことになった。

こうした議論に参画することで、文化財保護の法整備について検討していくことで、これまで関わってきた有形の民俗資料の保存や活用に関する対応は万全のものであったのか、文化財指定や文化財登録後の管理等は充分なものだったかということを自問せざるを得ないことにもなった。有形の民俗資料は当該地域の日常生活や生活世界の成りたちや移り変わりを具体的に示す標本となることから、それらを体系的に収集することで地域の暮らしの総体や特徴を

示す資料として地方公共団体や博物館などで収集や保存が行われてきた。とくに高度経済成長期を経る過程で従前の生活文化が大きく変容し、生産用具や生活用具の廃棄や散逸がすむなかで卑近の生活用具や生産用具の収集や保存が積極的に行われた。筆者は一九八〇年代に博物館学芸員としてこうした動向の最中で有形民俗資料の収集と保存・活用に取り組むことになった。また、資料収集の現場を離れてからは、大学の博物館実習等の教材として各地の有形の民俗資料の整理作業等に参画することにもなった。この間に約四〇年が経過したが、有形の民俗資料の保存と活用に関してこの間に生じた課題については等閑視したままの状態であった。本稿では筆者自身が経験してきた事業を具体的な事例として、有形民俗資料の保存と活用に関する現状を紹介し、法整備だけでは解決できない資料の収集や保存・活用の現場の課題について検討してみたい。

## 一・問題の所在

### (1) 有形の民俗資料との出会い―『アイヌの民具』刊行運動―

筆者は武蔵野美術大学造形学部彫刻学科に入学した一九七六年度に一般教養科目として開講されていた「民俗学」を受講した。高校在学中に今西錦司、川喜田二郎、宮本常一たちの本をよく読んでいたが、開講時の教壇に宮本常一先生が立った時の驚きは今でもよく覚えている。

自分が読んだ本の著者に会うという初めての経験であった。

前期の講義が終わり、夏休みの課題レポートとの指示があった。大学生になって最初の夏休みということもあって何か面白いことをしたいと考えていたので、レポート作成を兼ねて、北海道幌泉郡えりも町字東歌別というところにコンブ漁のアルバイトに出かけた。七月二〇日から八月三十一日までのアルバイトが終わると、アルバイト期間中熟読していた『風土記日本（北海道篇）』（平凡社）で紹介されていたアイヌの人たちの暮らしに興味をひかれ、沙流郡平取町二風谷に立ち寄ることにした。チセという名の民宿に一泊して、翌日、宿の主人の紹介で二風谷資料館を訪ねた。その時に萱野茂<sup>3</sup>さんと初めて会った。萱野さんの資料説明のなかでシャモ（和人）という言葉が何度も出てきて、アイヌにとって自分はシャモという他者であることを自覚することになった。この夏の経験は、それまでの日常生活では知ることのできなかった沿海地域のくらしやアイヌの人たちのくらしという異文化の存在を実感することになった。これらの体験は大学ノートに日記として記録していたので、レポート代わりに提出したところ、宮本先生から「おもしろいことをしたな」と声をかけられることになり、それ以降、在学中の関心は彫刻を制作することから、日常生活の成り立ちを理解できるようになることへと変わっていった。当時の私の周辺にはこうした経験を共有していた学生たちがいて、宮本先生が研究室で毎週開催していた生活文化研究会に集うようになっていた。

翌年の一月に、筆者は萱野さんと大学で思いがけない形で再会を果たすことになった。萱野さんの再会の言葉は、「あんだこの学生さんだったのかい」であった。萱野さんは宮本先生に相談があつて訪ねて来たのだということだったので、図書館棟にあつた宮本先生の研究室に案内して、そのまま研究室の隅で相談の内容を伺うことになった。相談の趣旨は、萱野さんが収集した民俗資料を一冊の本にまとめたい、そして資料一点ずつに詳細な解説を付したいというものであつた。具体的には、資料の写真にトレーシングペーパーのようなものを重ねて、資料の材質などを具体的に示すような工夫をしたいとのことであつた。当時の宮本研究室は民俗学・文化人類学・日本芸能史担当の四人の先生方の共同研究室になっていて、同席していた建築学科出身の相澤韶男講師から資料を実測して図示すればよいのではないかという提案があり、生活文化研究会の場でもこの提案が紹介された。それを機に、研究会に集つていた私たち学生たちは、民俗資料の作図方法を定期的に検討することになった。

相澤韶男講師を中心に検討がすすめられ、建築用に用いられる第一画法よりも第三画法の方が展開画面の関係がわかり易いため、民俗資料の図示には向いていないかという結論に達し、冬期休暇までの約一ヶ月間、自主的な作図勉強会が続けられることになった。それに並行して、民族映像文化研究所の故姫田忠義所長が中心となつて萱野さんの本を運動協力者版という形で刊行する準備がすすめられた。一口五五〇〇円の協力金が全国の二五〇〇余名から

寄せられ、その資金により私たち一三名は実測図作成班として一九七八年二月から三月末まで二風谷の萱野さん宅に滞在することになった。大学では図法の基礎を理解するために直方体などで作図練習をしていたので、卑近の植物を多用した生活用具から丸木舟などの大型用具までを対象とした実測作業は試行錯誤の連続であったが、この作業の過程で、有形の民俗資料を対象とした実測図の雛形はほぼ完成されていたと良い。さらに、この経験により私たちは作図作業の意義を実感していくことになった。この時の経験を振り返ってみると、アイヌの人たちが使用してきた民俗資料を実測することによって、それらが必要とした他者の生活世界を理解しようとしていたように思える。実測図を作成するという行為は、モノを介してアイヌに人たちの日常生活や心意、すなわちモノガタリを理解しようとしたことであつたのではないかと思う。

## (2) 有形の民俗資料の実測図作成の展開

当時、非常勤講師として武蔵野美術大学で考古学を講じていた文化庁の木下忠調査官と大学を退職した宮本先生とが、『アイヌの民具』刊行運動後に「こうした図面が全国の博物館や資料館で描けるようになればよい」と話していたことがあつた。そして、そのことを実現すべく私の周囲でも様々なことが起きた。

実測図作成に関わった先輩たちのなかには博物館に就職いく人がいたし、筆者自身も在学中に文化庁を介して、いくつかの教育委員会や博物館で実測図の作成のアルバイトの要請を受け、民俗調査報告書に掲載する有形の民俗資料の作図を依頼されることになっていった。そして、筆者もまた実測図が縁で博物館に勤務することになった。一一年間にわたり千葉県の県立博物館三館に勤務したが、その大半は千葉県立旧安房博物館での勤務であった。大学院在学中に、収蔵資料の重要有形民俗文化財指定を目指していた安房博物館での長期的な実測図作成のアルバイトに従事しており、そのアルバイトを続けながら千葉県の学芸員公募試験に応募することになった。就職後の事務分掌は、計画的な実測図作成計画を作成し、二千余点の漁撈用具の実測図を四年間で完了させることであった。奉職前のアルバイト段階では、個々の実測図を完成させることが目的であったが、着任後は計画どおりに作業を完了させるための計画とその計画を実現させるための仲間づくりが目的となった。博物館周辺に居住する定年退職した教員や主婦の方がたに集まってもらい実測図の作図方法の基本や作図用具の取り扱い方についての講習期間を設け、さらに興味や関心を寄せてくれた方たちに実際に計測作業や縮小作業を経験してもらおう練習してもらった。この時に、実測の方法を習得してもらおうことに念頭に置いたことは、実測図という手法で何を記録してもらおうかということであった。実測図を作成する愉しさは、作図者が発見した情報を第三者と共有していくことである。私自身が学生時代に

二風谷で経験したのはこの愉しさを知らずであり、そのことを仲間たちと共有できたことであった。安房博物館での実測図作成作業は実測図を完成させることが第一義であったが、その実現のために対象資料から様々な情報を発見し、それを正確に記録しようとする人の養成でもあった。

### 〔3〕重要有形民俗文化財「房総半島の漁撈用具」

千葉県立安房博物館では昭和四八年の開館時から、房総半島沿海域で収集してきた漁撈用具と安房博物館の前身である千葉県立富津海洋資料館旧蔵資料との分類・記録作成作業を継続していたが、それらを集大成する作業を昭和五九年度～六一年度にかけて実施した。浦安市から銚子市にいたる地域で展開してきた漁撈活動とそれらにともなう漁撈習俗を具体的に示すための追加資料収集計画をもとにして漁撈関係用具の追加収集・分類・記録作成作業を実施した。その成果が昭和六二年三月三日付けで、「房総半島の漁撈用具」(二一四四点)として重要有形民俗文化財に指定された。

次いで、国庫事業による以下の作業が展開されることになった。昭和六三年度から平成二年度にかけて当該資料群の詳細を示した『房総半島の漁撈用具報告書』(第一～三集)が刊行された。房総半島沿海地域における漁撈活動の特徴と移り変わりを示す標本として研究や調査に



資することが目的であった。さらに、昭和六三年度～平成七年度には脱塩処理を主目的にした「房総半島の漁撈用具」保存処理事業が実施された。なお、平成一三年度から一六年度には当該期間では保存処理が困難であった漁撈用和船を対象にした「房総半島の漁撈用具」和船保存処理事業も実施された。そして、平成八年五月に「房総半島の漁撈用具」収蔵庫建設事業が着工し、同九年一〇月に「房総半島の漁撈用具」収蔵庫が完成した。安房博物館で実施されたこれらの事業は当時の重要有形民俗文化財指定関連事業として認識されていたもので、千葉県ではそれに準じて予算措置がとられ、文化財保護のために整備された手順に沿って運用されていた。

筆者は昭和五九年度から収蔵庫の基本設計を行った平成七年度まで安房博物館に在籍していたが、漁撈用具を計画的に収集しそれらを標本化する作業を行なうことで、全国的な比較研究に資する調査報告書の刊行、原資料として保存するための保存処理事業と収蔵庫建設までの国庫補助事業による一連の工程を経験することができた。このことが筆者の有形民俗文化資料の保存活用の原体験となっている。しかし、このようにして整備された重要有形民俗文化財の保存活用計画はその後に大きく変容していくことになった。

#### (4) 千葉県の博物館設置構想の推移

千葉県立博物館の整備は昭和四三年度の「県立博物館設置構想(案)」に基づき、昭和四八年三月に策定された「千葉県の博物館設置構想(別称：「県立博物館ネットワーク構想」)によって展開された。県内数か所に地域の特性を生かした専門性を有する地域博物館を設置し、県の中心に中央博物館と美術館を設置し、それらを相互に結ぶネットワーク網を形成する構想で、平成一一年までに県内各地に一〇館一分館を設置することになった。安房博物館は当該構想の最初期に設置された施設であった。なお、同時期に埼玉県においても同様の設置構想に基づき県立博物館が県内各地に設置されている。

その後の財政状況の悪化にともない平成一四年度に「千葉県行財政改革行動計画」が策定され、全ての県有施設の見直しが行われることになった。県立博物館においても、市町村立博物館等の整備がすすみ県立博物館が地域の博物館として果たす役割が総体的に減少したことから、「県立博物館ネットワーク構想」の方向転換が行われることになり、県立博物館の再編および立地する自治体への移譲等が検討された。併せて、平成一六年度からはそれまで常設展示は無料公開であった博物館入館料を有料としたことにより、各博物館には「対価に見合ったサービス」が求められることになり、各博物館では具体的な対応に苦慮することになった。

施設の再編については平成一六年度に隣接する施設であった房総のむらと房総風土記の丘を

統合して「房総のむら」とし、同年から指定管理者制度を導入した。さらに同年に大利根博物館と総南博物館とを中央博物館の分館として再編し、それぞれを大利根分館、大多喜城分館とした。立地する自治体への移譲については、平成二〇年度に上総博物館を木更津市に、平成二一年度には安房博物館を館山市にそれぞれ移譲し、各館は「木更津市郷土博物館 金のすず」、「館山市立博物館分館」となった。これらの再編等により、平成二一年度以降、千葉県立博物館は五館三分館体制（直営四館、指定管理一館）となった。また、これらの再編等は博物館の収蔵資料の管理や保存に大きな影響を与えていくことになった。

筆者自身が平成七年度まで博物館学芸員として文化財保護の現場で経験してきたことは、その後の文化財保護法や博物館法が改正される前のものであるが、文化財保護の現場は社会や時代という器が変化することにもない、大きな影響を受けてきたのである。従前の指定と登録とによる保護体制が十分な効果をあげてきていると捉えがちな有形民俗文化財の保護や活用についても、再検討を試みなければならない課題が存在しているのである。文化財保護に関する法整備と運用が行なわれている現場の状況とは必ずしも一致しないのである。次章では博物館の移譲にともない重要有形民俗文化財の保存管理等にどのような問題が発生したのかをみていくことにしたい。

## 二. 千葉県立安房博物館の館山市への移譲と「房総半島の漁撈用具」

### (1) 博物館資料の移譲の経緯

千葉県立安房博物館は平成二二年三月三十一日に閉館となり、同年四月一日付けで同施設・資料を館山市に移譲した。本館一階を「渚の駅」として利用するための改修等が行なわれ平成二三年二月五日に館山市立博物館分館としてリニューアルオープンした。

移譲に際して事務的な引継ぎ作業は千葉県教育庁教育振興部文化財課と館山市教育委員会との間で行われた。両館の学芸職員間での収蔵庫の特徴や収蔵資料の保存・保管上の留意点についての具体的な引継ぎ作業は、移譲前の半年間に館山市学芸職員一名が千葉県に出向し、さらに移譲後は三年間に亘り旧安房博物館職員の千葉県学芸職員が館山市に出向して継続的に行われた。移譲にともなう引継ぎ作業は、両者間の協議により計画的に実施された。

千葉県では平成二〇年度に千葉県立上総博物館が木更津市に移譲されていたが、両博物館に共通していたのは重要有形民俗文化財の保管施設であったことである。安房博物館の移譲は重要有形民俗文化財と当該文化財の専用収蔵庫の移譲と、それらの管理責任を移譲することとを意味していた。

## (2) 民俗資料の移譲にもなつて発生したこと

令和二年八月一九日に実施された文化庁による重要有形民俗文化財収蔵庫現状視察に筆者は文化庁第五専門調査会専門委員として参画することになった。重要有形民俗文化財指定後に実施された保存処理事業対象資料の経過観察を主目的とした視察であった。

当該漁撈用具の保存処理事業は脱塩処理作業を中心に実施された。漁撈用具をはじめ日常生活で使用される生活用具や生産用具は金属と植物(木本)とを組み合わせていることが多く、金属部や金属に接していた植物の部位に塩分が吸着しており湿潤な保存環境では吸着した塩分により錆の発生や錆による金属部の膨張により植物繊維が用いられている柄部や軸部が汚損されたり破損されることになるため、金属を用いた複合素材の漁撈用具は脱塩処理が必須とされていたからである。当該資料の保存処理事業は筆者が在籍していた時期に開始されたもので、当時は有形の民俗資料を対象とした保存処理事業の事例が少なく、国庫補助事業として実施することで全国的な普及や定着を図ろうというのが当時の文化庁の意向であった。そのため、当該漁撈用具の保存処理事業は実験でもあった。資料に吸着した塩分が脱離するまで真水に含浸させることになるため、乾燥後の植物繊維には歪みや変形等の影響が少なからず発生することが危惧されていた。

今次の視察は、資料収集時に作成した実測図に記載された数値や形状記録を基にして、事業

実施後の経年変化を確認しようとしたものであった。視察の結果、植物繊維の歪みや変形は確認できなかったが、昭和四〇年代から漁撈用具でも多用され始めたゴムに著しい劣化が確認された。ゴム素材の劣化については、重文指定のための文化庁による検収作業時から当時の文化庁主任調査官と協議を行ってきたという経緯がある。その当時からゴムの経年変化にともなう劣化は避けがたいものと文化庁側も理解しており、ゴム素材が漁撈用具に積極的に利用されるようになった経過を具体的に資料として示すことを優先して指定候補にしていくことになったという背景がある。なお、指定後に保存処理事業を委託した元興寺文化財研究所は、当てもゴムについての保存処理技術は確立しておらず、未使用の代替素材を準備しておくことで、劣化時の対応を考えた方がよいという判断をしていた。こうした内容は保存処理事業報告書に記載されていた内容であるが、安房博物館の学芸員の異動が行われる過程で、保存処理事業は終了した事業として事業報告書だけが保管されることになり、前述した両館での引継ぎにおいてもあまり注視されていなかったようである。

また、旧安房博物館では燻蒸用の混合ガスである「エキボン」の使用が禁止される平成一六年度まで定期的に「エキボン」による燻蒸が定期的に行われてきた。「エキボン」は臭化メチルと酸化エチレンの混合剤で、臭化メチルは硫黄を含んだゴム等に臭素を残留させることが知られている。このこととゴム素材の劣化との関係は未確認であるが、念頭においておく必要

がある。視察時に確認した潜水眼鏡のゴム素材は引き出し内に敷かれていた薄葉紙に軟化したゴムが付着しており、平成九年度以降において軟化がすすんだものと考えられる。このことから想起されるのは、当該潜水眼鏡が保管されていた第三収蔵庫内の高温高湿の保存環境の影響である。ゴムの劣化要因には熱・酸素・紫外線・動的疲労があるが、第三収蔵庫内の高温高湿状態がゴムの加水分解をすすめたことがゴム素材を用いている潜水眼鏡に共通した劣化要因ではないかと考えられる。今次の視察結果により確認されたゴム素材を用いた生産・生活用具の保存についての課題は漁撈用具に限ったことではなく農業や山樵・鋏山用具などにも共通しており、生産・生活用具へのゴム素材の普及の実態と、そのことを具体的に示す資料としてのゴム素材の保存という課題の顕在化を図るうえでも重要ではないかと考える。

保存処理事業対象資料の点検作業ではこのことが確認されたが、視察結果の最大の課題となったのは国庫補助で建設された重要有形民俗文化財専用収蔵庫の運用のされ方であった。筆者自身にとっては基本設計まで担当した収蔵庫であるが、完成後に細部まで確認するのは始めてのこととなった。収蔵庫は国庫補助事業で建設した三階建ての施設で、一階から三階まで資料の形状や用途、材質に留意し、収納に際しては文化庁の指導により各棚等に効率よく収納できるような配架計画が作成された。通路や荷捌き空間は当該文化財の保存管理空間として算出されたものであった。こうした内容は国庫補助による収蔵庫建設に共通したものであった。

一階の第一収蔵庫は重要有形民俗文化財の漁撈用和船・操船用具、長尺の刺突漁具などが収蔵されており、カビの発生や欠損等は確認できなかった。二階の第二収蔵庫は重要有形民俗文化財の網漁具、大型の漁撈用具、地曳網漁具馬などが収蔵されている。地曳網等の大型網漁具は撮影時に網に付着していた汚れを落とす程度のクリーニングしかされていないが、網地に付着した有機物の腐敗等は見られず保存状態は良好であった。一方で、第二収蔵庫の収納棚を含む床面積の四分の一は指定外資料の保存空間として利用されており、当該収蔵庫の設計や建設の理念とは異なる利用がされていた。後述する第三収蔵庫収蔵資料の保存空間として活用するため、指定外資料の収蔵庫外への搬出が急務な状態である。三階の第三収蔵庫は重要有形民俗文化財の潜水用具、釣漁具、マイワイなどが収蔵されている。釣針や潜水眼鏡などの小型の漁撈用具は、効率よく保管し、外気の影響を少なくして保管することを念頭に木製引き出しに収納されている。これらの引き出しに収納された資料は第三収蔵庫内に設けられた特別収蔵庫に一括収納されている。第三収蔵庫内にも千葉県指定のマイワイおよび製作用具や館山市立博物館が新規に受け入れた漁撈用具が搬入されている。後者については、搬入時に市販のエアゾール殺虫剤による殺虫処理が行われたという。当該収蔵庫の現状は設計や建設の理念とは異なる利用がされており、指定外資料の収蔵庫外への移動は第二収蔵庫ともに急務である。

国庫補助により建設された収蔵庫の運用には制約があるため、各収蔵庫の適切な運用という



視点から今後の対応を考えなければならない。第二・三収蔵庫では当該文化財以外の資料等が収納されている。基本設計段階でも収蔵庫完成後の運用については、収蔵庫完成時の検収を終えた後は旧安房博物館で効率的な活用が図れるように、収納棚に天板を設け指定外資料の保管が可能になるように工夫しても良いという文化庁からの示唆があったが、現在の第二・三収蔵庫の状態は国庫補助による収蔵庫の活用方法から著しく逸脱している状態であった。

第二・三収蔵庫から指定外資料を搬出すれば、第二収蔵庫の床面積の四分の一空間は指定資料の保存空間として活用できることになり、第三収蔵庫内に高密度に収納されている指定資料の一部を第二収蔵庫に移動することが可能になる。特別収蔵庫は小型資料を効率よく存管理し、外気の影響を受け難くするために引き出し収納を採用しているが、現在の第三収蔵庫の高温高湿の環境下では引き出し収納の効果は期待できない。特別収蔵庫内の資料の保存については、第三収蔵庫全体の保存環境を改善するか、それが困難な場合は引き出し収納の資料群を中性紙箱に移して第二収蔵庫に移動させることも検討したほうがよいという視察結果となった。

### (3) 有形民俗資料の継承に関する課題

昭和六十二年三月三日に「房総半島の漁撈用具」二一四四点が重要有形民俗文化財指定されてから三三年が、平成二十一年四月一日に重要有形民俗文化財が館山市に移譲されてから一一年が

経過した。この間に当該文化財指定・保存事業ならびに移譲に関わった文化庁・千葉県教育庁・館山市教育委員会の担当者は退職したり異動しており、当該文化財に関する基本的な情報共有される機会が失われ、さらに文化庁や千葉県による適切な指導の機会が失われたことで、当該文化財を管理する館山市教育委員会内でそれらの基本情報が共有・継承されてこなかったことが、今回の視察で確認された諸課題の遠因なっていることが考えられる。法に準拠して実施してきた諸事業であるが、文化財の保存や活用の現場では管理運用する人材に全てが委ねられることになるのである。

筆者が安房博物館に在籍していた当時は千葉県内の資料提供者や家族の方々が来館し、収集時には聞けなかった当該資料や漁法についての詳細を聞くことができた。資料として保存されている漁撈用具の背景にはそれらが必要とした人びとや時代や社会が存在していることを実感することができた。当該文化財を収集整理した当事者だからこそ実感できたことであるが、筆者自身もその現場をはなれてしまった現状では、文化財を活用することの基本には、こうしたことへの理解が必要であるが、こうした体験を経験譚として語ることしかできない。当該文化財を移譲された館山市の関係者には、こうした民俗資料に籠められた生活世界を共有するようなことまでは継承されなかったのは当然であろう。安房博物館での担当学芸員の異動が重なり、その後に移譲を受けた館山市側とすれば、そういう状態で移譲された文化財を現状のよう

な形式的な方法で管理せざるを得なかったのは十分に理解できることである。

筆者は今回の視察によって二五年ぶりに当該文化財を実見することになったが、資料ごとに収集時のことや資料提供のことなどを思い出すことができた。当該文化財の今後の保存管理態勢をより確かなものにするためには、館山市立博物館職員の方々にも当該資料に籠められている生活世界の理解をより深めてもらうことが必要なだろうと考える。

そのための具体的な試みとして、年に数回の収蔵庫の公開を行ってみてはどうだろうか。そのための準備のために、当該文化財についての確認や点検を行っていくことになるはずで、湿度の管理のみを行うという受動的な保存管理から能動的な保存管理へと転換を図ることが可能になるはずである。常駐の保存管理者がいらないという現状の改善にもなるはずであるし、収蔵庫内の個別資料の点検整理作業にもつながっていくはずである。こうした試みは近隣では、「三浦半島の漁撈用具」を保存管理している横須賀市自然・人文博物館でも春季と秋季に計八日間実施されている。見学者の人数制限なども必要になるであろうし、開催方法や開催時期などについても検討すべき点は多いと思うが、継続可能な日常的な保存管理態勢を構築するための契機となるのではないかと考える。当該文化財に関わる国・県・市の関係者を結集する機会にもなっていくはずである。そして、そのことが新たな管理責任者となる人材を育てていくことになるのではないだろうか。<sup>4)</sup>

### 三、民間博物館の課題―小川原湖民俗博物館に事例―

#### (1) 民俗資料収集と民間博物館

青森県三沢市にあった小川原湖民俗博物館は、洪沢敬三の秘書であった杉本行雄が昭和三六  
年に温泉の付属施設として開館した民間の博物館であった。平成二七年四月に廃館が決まり、  
三沢市教育委員会の旧蔵資料移動のボランティア募集の呼びかけに市民や行政関係者などが参  
加し旧蔵資料の散逸を防ぐことができた。現在は三沢市教育委員会に管理が引継がれ、関係者  
が懸命に旧蔵資料の保存と活用を模索している状況である。<sup>5)</sup>

民間博物館には公立博物館にはない特徴がある。「民間」であることの自由度を生かした網  
羅的・体系的な収集方法と、地域社会の日常生活の成り立ちと移り変わりとを示す圧倒的な収  
集活動とによる博物館資料の質と量を有するという特徴である。公務員という立場とは全く異  
なった姿勢で調査対象地に臨んでいるため、就業時間などの制約にしばらない年周期での調  
査・収集活動が可能になっているのである。民間博物館の場合は、博物館や設置母体の企業等  
の関係者やさらにそれらの知己をたどって、徹底した資料の収集が行われるなど、対象地域の  
人びとのネットワークを前提とした活動が行われてきたのである。

一方、民間博物館には公立博物館とは異なる課題がある。民間博物館の場合は博物館を運営  
している主体の経営状態により、その予算規模や存廃が左右される。また、博物館運営者の世

交代に際して当該博物館の活動理念が継承されにくい場合がある。安定した予算措置や登録博物館や博物館相当施設としての公的な博物館協議会を備えた公立博物館に対して、民間博物館の場合は個人や家族が主体であることが多く、永続的な運営が必ずしも保障されているわけではない。さらに、当該博物館が休館などに直面した際には、それまでの活動の評価とは全く異なる視点からの評価を与えられることになる。そうした事態に陥った場合に、民間が営利目的に経営してきたのだからという事由で当該博物館の活動や博物館関係者は評価されていくことにもなるのである。

小川原湖民俗資料館旧蔵資料の追跡調査で確認したのは、後者の課題の重大さである。卑近の生活用具を「民俗資料」と捉えた収集者世代と世襲で後継者となった次世代との間で、この視点が継承されないのである。公立の博物館であれば、比較的短期間で担当者が異動してしまうため、資料だけでなく資料の収集経緯や当該資料が当該地域内の生活文化の形成に果たしてきた役割についても、調査カードの作成などによる「引継ぎ」によって継承が可能になる。ところが、家長の世代交代のように一世代単位で博物館活動が継承されていくことが多い民間資料館の場合は、継承までの期間に次世代の継承者にとって時代や社会という器は全く異なったものになっていることになる。そのために、「引継ぎ」の題材となる調査カードの作成が行われていたとしても、その記載内容などから捉えられる日常生活の実体を理解することは困難と

なってしまう。

小川原湖民俗資料館では、収集時に当該資料に荷札を付して収集データを記録しようだが、二度に亘る水没事故により多くの荷札が欠落し、残った荷札のインクも流れてしまっている。現状では収集時に作成された調査カードの存在は確認できず、雇用された歴代職員が雇用期間内で作成した調査カードなどにも収集時の基礎データは未記入のままである。同館の場合、会社の経営と博物館の運営とが別系統で行われていたことで、博物館経営者間での民俗資料の評価に対する継承が行われなのまま閉館を迎えてしまったのである。民俗資料を継承する民間博物館が内包する課題は、博物館経営者の世代間での民俗資料に対する評価の継承の難しさにあるのである。

## (2) 小川原湖民俗博物館旧蔵資料の収集等の概要

小川原湖民俗博物館における資料収集等の概要は次のとおりである。

昭和三六年八月に小川原湖博物館開館。開館当時の正式な登録名称には「民俗」は付されていない。開館時の収蔵点数は五五〇〇点であった。昭和六二年一月に「上北地方の紡織用具及び麻布」一三五一点が三沢市指定有形民俗文化財となる。昭和六三年七月に「上北地方の食生活用具」三四〇三点が三沢市指定有形民俗文化財となる。平成元年七月には収蔵点数は

一五〇〇〇点となる。平成六年八月に館報「小川原湖民俗博物館」創刊された。創刊に際して、館名に「民俗」が加えられることになった。

平成一五年九月 創業者杉本行雄氏が逝去し、平成一六年一月に古牧温泉渋沢公園が経営破綻し、外資系企業が主導で経営再建が始まる。平成一八年に株式会社三沢奥入瀬観光開発（運営は星野リゾート）に経営が移行され、創業者の杉本家は経営から退くことになり、平成一九年四月一日に休館となる。休館に至るまで、青森県文化財保護課は博物館としての登録抹消をただちにはせず、再び開館できる状況を期待して二年間の休館という特段の措置をとることを講じた。平成二二年五月八日に閉館となり、「博物館相当施設」の評価を青森県が解除した。平成二七年三月、博物館の解体計画が決まり、平成二七年四月一八・一九日に三沢市教育委員会のホームページに呼びかけによりボランティアによる資料の搬出作業が行われた。平成二七年四月二〇日に博物館解体作業が開始された。以上が開館から閉館にいたるまでの収集・保管の概要である。

閉館後の資料搬出までの経緯の詳細は次のとおりである。株式会社三沢奥入瀬観光開発から平成二七年四月から博物館の解体を始めることが発表され、会社と青森県教育委員会や三沢市教育委員会との間で協議が行われた。会社側は、資料の重要性は十分理解しているものの、老朽化した建物の改修や資料の維持管理に多額の費用が掛かること、また、解体作業開始までに

当該資料の一括引受先を模索する時間的余裕もないことから、廃棄せざるを得ないということであったという。そのため、最低限度重要と思われる資料を選択し、保管可能な社内別の建物へ移動し仮保管することで、解体作業への対応を図ることとなった。資料の選択には青森県立郷土館、弘前大学、三沢市教育委員会が携わった。また、後述する周辺市町に対しては、それぞれの市町に関係する資料群の引き受けを依頼した。六〇余名のボランティアの協力により、移動し仮保管できた資料は約三〇〇〇点であった。

### (3) 小川原湖民俗博物館閉館後の旧蔵資料の移管経緯

平成一六年の経営破綻当時から青森県文化財保護審議会等でも博物館収蔵資料の散逸が危惧されていた。特に重要有形民俗文化財、青森県・三沢市指定有形民俗文化財を収蔵していたことから、青森県教育委員会文化財保護課の指導・助言を受けながら、移管のための協議や手続きがすすめられ、文化財指定資料については、三沢市と上北郡六ヶ所村で受け入れることになった。また、青森県立郷土館では、「地元（資料の採集地・使用地）が受け入れ可能な資料は、地元へ」を基本姿勢として、小川原湖民俗博物館が所在する上北、三八地方以外の広い圏域に関わると思われる信仰関連資料群を主に受け入れることになった。小川原湖民俗博物館旧蔵資料の具体的な移管の経緯は次のとおりである。



平成二四年一月五日に重要有形民俗文化財「南部のさしこ仕事着コレクション」六四点（昭和四一年指定）が三沢市に寄贈される。平成二六年九月二八日に県指定有形民俗文化財「泊の丸木舟」一艘（昭和三七年指定）上北郡六ヶ所村に寄贈される。平成二七年一月八日に三沢市指定有形民俗文化財「上北地方の紡織用具及び麻布」（昭和六二年指定）一三五一点と、三沢市指定有形民俗文化財「上北地方の食生活用具」（昭和六三年指定）三四〇三点とが三沢市に譲渡される。

次いで、平成二七年四月一八・一九日に指定外民俗資料等を株式会社三沢奥入瀬観光開発（運営は星野リゾート青森屋）敷地内の別施設に約三〇〇〇点を移動・仮収納する。平成二七年四月二〇日以降の株式会社三沢奥入瀬観光開発内仮収納施設からの資料の移管内容は次のとおりである。①～⑤の移管の方法は寄贈手続きによるものであったという。

- ① 青森県立郷土館に「信仰関連資料」等約四〇〇点を移管。
- ② 八戸市是川縄文館に「漆掻き道具類」等四五点を移管。
- ③ 三沢市に「生産・生活」に関する民具、民俗関係図書類、三四四九点（図書類二七六一点）を移管。
- ④ 上北郡七戸町に「絵馬、馬具類」五八点を移管。
- ⑤ 上北郡東北町に「小川原湖内水面漁業関連漁具」五四点（パネル六四枚）を移管。

⑥ 切田神楽保存会（十和田市）に「獅子頭」一点を返却。

こうした資料の保管に関する模索は青森県教育委員会、青森県文化財保護協会、三沢市教育委員会等による協議により実施された。そして平成二九年三月に株式会社三沢奥入瀬観光開発敷地内別施設に仮収納されていた約三〇〇〇点の民俗資料は三沢市教育委員会が管理者となり、三沢市六川目団体活動センターに移動・収納された。

#### （4）三沢市保管の小川原湖民俗博物館旧蔵資料の現状

三沢市六川目団体活動センターに移動・収納された「生産・生活」に関する民俗資料の現状確認のために実施した調査の概要は次のとおりである。

当該資料群の収集経緯について小川原湖民俗博物館元館長櫻庭俊美氏に在職期間中の博物館活動についてご教示いただいた。開館当時に、宮本馨太郎教授が立教大学の学生を引率してきて、資料調査をしたようだという。その折の成果がB六版資料カードと、それらに貼付するために撮影された写真ではないかという。また、小川原湖民俗博物館は水害の被害を二、三回受けており、収集資料が水没してしまったことが何度かあるという。三沢市指定文化財の申請作業に際しては、昭和六二年に新たな調査カード用紙が印刷されている。このカードに紙焼き写真を貼付したセットを三組作成し、一組を三沢市教育委員会に提出し、二組を小川原湖民俗博

物館保存分としたという。

次いで、六川目団体活動センターにおいて、平成二九年度に再入力された分類一覧表をもとに旧蔵資料との照合作業を行った。その結果、明らかになったのは次の点である。

- ① 調査カードに記載されている資料のなかには、廃棄されたと思われる資料が含まれているので、残存資料自体の確認が優先される。
- ② 残存資料の照合作業のための情報は資料写真しかないので、写真撮影されていない資料や写真が残っていない資料については、照合作業の手がかりがない。
- ③ 資料に資料番号が残されているが、同種資料の連番となっているようである。連番に関する資料台帳が発見されていないので、この連番により旧蔵者等を特定することができない。
- ④ 収集時に資料に付されたと思われる荷札が欠落してしまっている。また、付されている荷札の記載内容も水没等の影響のため判読不明となっている。

こうした状況下で資料照合作業をすすめるためには、旧蔵者別調査によって得られた内容を反映させたくて、資料別の分類一覧表を作成する必要があると判断した。搬出された資料群のなかに民俗資料の実測図原図ファイルがあることから、これらがどのように活用できるかも検討することにした。これらのファイルについて、櫻庭俊美氏に確認したところ、前者につい

ては、櫻庭俊美氏が日本民具学会に参加した折に、実測図の見本となるものを作製してもらうことを依頼したものだという。作図時期は一九九一年一月一五日～二月一六日である。一七点の実測図が作成されているが、それらの資料に付されている番号が何と対応しているのかは不明である。後者については、職員として採用して実測図作成を担当してもらったものだという。九冊のファイルに一九〇点の実測図がファイルされているが、前者と同様にそれらの資料に付されている番号が何と対応しているのかは不明である。

また、資料に付されている番号について確認したところ、マジックインクで記入したのは故田中忠三郎氏で、白エナメルで記入したのは櫻庭氏で、三沢市の文化財指定の準備作業の一環として作業したものだという。なお、この文化財指定作業は、当初は県指定を目指して始められたものだったという。これらの二通りの資料番号は三桁までの連番になっているとのこと、同種同用途の資料ごとに通し番号が付されているのだという。

櫻庭氏が資料整理に関わり始めた当時には、資料台帳がなかったため、同種同用途別に分類整理作業を始めることになり、そのための仮番号としたものだという。現在までの調査成果を総括すると次のようになる。

① 資料台帳の所在

台帳として整備されたものは作成されていない。櫻庭氏が三沢市の文化財指定を目指して同

種の資料に通し番号を付したのが、最新の資料整理作業ということになる。櫻庭氏は杉本行雄氏が逝去する前に退職しており、平成一四年頃に学芸員が不在となった後には、資料整理作業は行われていないようである。経営者の世代交代と学芸員の不在により調査研究活動の杜絶が生じたことになる。

② 旧蔵資料の同定の可能性

開館に向けての収集作業以降、収集時には資料ごとに収集データを記載した荷札が付されてきたようだが、数度の水害の過程で荷札は破損や汚損されることになったようである。平成二七年四月一八・一九日に実施された仮収納施設への搬出作業時には、ほとんどの資料に荷札が付いていなかったという。

③ 照合作業の検討

現状では旧蔵者別に作成した分類一覧表と旧蔵資料との照合ができない状態である。照合のための基礎データとなる資料の所在確認をさらにすすめると同時に、旧蔵者単位での追跡調査を開始することで、照合作業の展開を図りたい。

次いで、小川原湖民俗博物館旧蔵資料群の全体像を把握するための過程として、旧蔵者（資料提供者）別一覧表を作成した。最終的には民俗資料の分類別一覧表を完成させる計画であるが、当該資料群の同定作業を確実にすすめていく最初の手順として、資料提供者別に一覧表を

作成することにした。①～⑦の項目の内容は次のとおりである。

① 「手引き」分類（大分類・小分類・細分類）

「手引き」とは、文化庁内民俗文化財研究会編 一九七五 『民俗文化財の手びき―調査・収集・保存・活用のために』第一法規出版、のことである。同書に記載されている大分類・小分類・細分類に則して分類一覧表を完成させるために、現段階では民俗資料の階層的な分類内容を記号化してある。資料の同定作業が完了した段階で、民俗資料別の一覧表に改訂していく予定である。

② 旧蔵者氏名

資料提供者氏名と同義である。カードに記載内容からは、使用者であったかどうかの判断はできない。

③ 品名（地方名）

資料名と同義である。民俗資料の場合は、一般に呼び做わされている呼称よりも、使用者や製作者が日常的に用いていた呼称を民俗語彙として収集していくことが留意されていくことになるが、小川原湖民俗博物館では開館時の資料収集段階でも、そのことが徹底されていたことがわかる。アチックミュージアムでの資料収集の成果が反映されていると考えられる。

④ 個数

原則として一点ずつの資料点数を表記しているが、資料の内容によっては、複数の点数を一括・一式・一組として表記する場合もあるので、資料群の総点数と実際の資料総点数とは異なる場合がある。

⑤ 収蔵年月日

収蔵年月日に注目すると、博物館開館前後に集中的な資料収集が行われていたことが理解でききる。

⑥ 旧蔵者住所

旧蔵者住所に注目すると、同じ日に同一地域内で同姓の旧蔵者に対して、集中的な資料収集が行われていたことが理解できる。

⑦ その他（※博物館カードに記載されている属性）

便宜的にa～iの記号を付した以下の九項目は、収集活動に従事した館員が収集後に調査カードに記載することを前提に作成された資料化のための項目である。昭和五〇（一九七五）年の文化財保護法の改正により従来の「民俗資料」が「民俗文化財」に改称される過程で民俗文化財としての資料化に関する基準が検討されていくことになったが、これらの項目を見ると、こうした状況を念頭に置いた収集作業が行われていたことが理解できる。

なお、表中の記述内容は、資料的見地から、当時の表記をそのまま記載している。

- a 資料台帳番号
  - b 使用分別及地域
  - c 寄贈・委託・借用・購入（価額）の別
  - d 形体測定
  - e 製作地（自・他）
  - f 使用年代
  - g 使用者
  - h 材料及手法（地方的特質）
  - i 備考
- ① 資料の総件数 一二七九件
  - ② 旧蔵者（資料提供者）数 三三九名
  - ③ 資料収集範囲

分類一覧表を作成することで確認できた三沢市六川目団体活動センター保管の小川原湖民俗博物館旧蔵資料に関する概要は次のとおりである。

青森県下 青森市・八戸市・三沢市・上北町・川内村・七戸町・下田村・五戸町・



天間林村・十和田町（十和田市）・百石町・六戸町・六ヶ所村

岩手県下 稗貫郡大迫町・三戸郡南部町

このような状態で三沢市教育委員会が新たな管理責任者となってくれたことは英断であった。

### (5) 三沢市保管小川原湖民俗博物館旧蔵資料の今後の課題

三沢市六川目団体活動センターで保管されている民俗資料群は、小川原湖周辺地域の伝統的な生産活動や日常生活の様子を伝える用具類である。とくに、豊富な森林資源を利用した木製の用具類に特徴がある。小川原湖周辺地域の機械化や動力化がすすむ前の生産活動や日常生活の成りたちを具体的な資料群である。これらの資料を収集した小川原湖民俗資料館の解体に際して、これらの資料群の価値を知る市民の方がたなどにより、資料の搬出作業が行われたことは、小川原湖民俗資料館が開館以来、民俗資料に籠められた日常生活のあり方を理解する人びとを育成してきたことの証左であろう。

こうした結果を導いたのは、文字通り民俗資料が内包している力なのだと思う。三沢市のボランティアに集った人たちが「一点でも多く」と運び出してくれたことは、個々の生活用具が特別な価値を有するというのではなく、それらが集合体として伝える当該資料群によって支えられていた日常生活や生活世界であり、社会や時代を想起させる力なのであろう。その力

に共感する人々は、一点でも欠けてしまうことを惜しんだのであろう。旧蔵資料を残したいと思う人びとの善意により、これらの資料は散逸を免れることができた。このこと自体が奇跡的なことであるが、さらに大切なことは、こうした善意によってのこされた事を知った者の責務として、それらをさらに継承していく術を考えなければならぬということに対して地方自治体の文化財保護行政に関わる人びとが誠実に対応してくれたということである。

小川原湖民俗資料館では、収集時に当該資料に荷札を付して収集データを記録しようだが、数度に亘る水没事故により多くの荷札が欠落し、残った荷札も汚損され、インクも流れてしまっている。現状では収集時に作成された調査カードの存在を全て確認することはできておらず、歴代職員が当該雇用期間内で作成した調査カードなどにも収集時の基礎データは未記入のままである。小川原湖民俗資料館の場合、会社の経営と博物館の運営とが別系統で行われていたことで、博物館経営者間での民俗資料の評価に対する継承が行われなまま閉館を迎えてしまっているうえに、雇用された職員で健在なのは櫻庭俊美氏だけとなり、櫻庭氏が着任した昭和四九年以前の博物館の収集活動の実態を知る術もない。

小川原湖民俗資料館が内包してきた課題は、博物館運営者側の民俗資料調査に対する姿勢が堅持されてこなかったことで、その作業を担当した歴代職員が交代する際に民俗資料調査の基礎データを博物館としての一貫した管理体制を形成・継承することができなかったのである。

こうした現状をふまえて、旧小川原湖民俗博物館の資料群の今後の保存管理や活用について、私見を述べたい。旧小川原湖民俗博物館の資料群のうち、「上北地方の紡織用具及び麻布」一三五一点と「上北地方の食生活用具」三四〇三点の計四七五九点は、既に市指定有形民俗文化財に指定されており、それらの保存管理は収蔵展示などの活用方法を模索しながらすすめている。現在三沢市教育委員会により保管されている資料群の保存管理に向けた方途の一案として、三沢市が国登録有形民俗文化財の登録を目指すことはできないだろうか。仮保管されている資料群の追跡調査を行うことで「上北地方の生産・生活用具」として分類整理することができるのではないかと考える。その作業を経て、国登録有形民俗文化財として登録されることになった後には、さらに国庫補助による補充調査をすすめ、先述の二つの市指定有形民俗文化財と統合させて、「上北地方の生産・生活用具」として重要有形民俗文化財指定をめざすことも可能であろう。旧蔵資料の照合作業をすすめるためには多くの時間を要することになるが、各地ではこうした資料群を保存活用しようとする試みが行われており、国登録有形民俗文化財の登録を目指すことで具体的な成果をあげつつある。次章では筆者自身が参画している民間博物館収集資料の保存活用に関する事例を紹介したい。

#### 四、国登録有形民俗文化財登録制度の可能性と課題

##### (1) 志摩民俗資料館旧蔵資料の事例

筆者は昭和五五年に三重県志摩郡阿児町鵜方（現、志摩市阿児町鵜方）に近鉄興業株式会社が開設した志摩民俗資料館の資料収集作業に日本観光文化研究所のアルバイト要員として参加した。大学を卒業し学芸員としての進路を模索してのことであった。当時、志摩地方には公立の博物館やビクターセンターが存在しなかったため、旧志摩国の範囲を想定して「志摩という国」の日常生活の成りたちと移り変わりを具体的に示す展示施設として計画され、同研究所が開館準備を受託していたのである。収集対象地の各家をまわり、生活用具の寄贈を依頼し、提供された資料の運搬や洗浄、基礎データ作成などの作業を担当した。当時の志摩郡阿児町・磯部町・大王町・志摩町・浜島町を中心に、鳥羽市や度会郡南勢町（現、南伊勢町）の一部を資料の収集範囲として約四か月間で約四〇〇〇〇点の民俗資料を収集し、ボウリング場のレーンを展示室に改装して同年七月に開館した。開館後数年は、志摩地方の概要を知るための施設として、多くの入館者に利用されたが、数年後には、入館者の減少が次第に顕著になっていったように、休館の話題が聞かれるようになっていった。平成九年には、近鉄興業と旧阿児町との間で休館に向けての具体的な協議が始まり、翌年一月に閉館となった。

この時点で、寄託資料の返却が行われ、寄贈資料については散逸を防ぐため一括受け入れ先

が模索され、「民俗資料を引き取って」という新聞記事が掲載されることもあったが、最終的に旧阿児町が一括受け入れ先となった。漁船などの大型資料を含む関係資料は旧阿児町の図書館の敷地内にブルーシートをかけた状態で保管されていたが、漁船や鯉節製造用の桶などは次第に傷んでいき、撤去されていくことになった。これらの資料群にとって幸運だったのは、平成一六年に平成の大合併により旧志摩五町が合併し志摩市となったことである。旧阿児町によって保管されてきた資料群は志摩市一円から収集された資料ということになり、引き続き志摩市によって保管されていくことになったのである。さらに幸運だったのは、合併前に旧磯部町が建設を始めた役場新庁舎を利用して、新たに志摩市歴史民俗資料館が二〇〇五年に開館し、当該資料群が同館の収蔵資料として管理されることになったのである。このことにより、資料の保存管理体制が整うことになった。

ただし、残念なことに志摩民俗資料館開館時に日本観光文化研究所で作成した調査カードが志摩市への引継ぎ段階では紛失されており、個々の資料の来歴等については、新たに再確認しなければならなくなったが、類似資料との比較や同形資料の製作者や使用者等に聞き書きをすることで、資料名やそれらの製作法や使用方法等についての基礎的な情報を確認することができるようになっていった。こうした努力が実って、当該資料群のうち三八二八点は二〇一六年一月一五日付で、「志摩半島の生産用具及び関連資料」として、国登録有形民俗文化財に登録さ

れることになったのである。このことにより登録資料群は、詳細な資料調査を行うことができよう。予算的な措置が可能になったのである。現在、文化庁の助成事業として三カ年計画による資料調査事業が行われており、その過程で日本観光文化研究所が作成した資料の一部が発見されることになり、「志摩半島の生産用具及び関連資料」群は重要民俗文化財指定にむけて資料調査整備作業をすすめられている。

筆者は今後も小川原湖民俗資料館旧蔵資料群の追跡調査を継続する予定であるが、その到達目標は、文化庁の「登録有形民俗文化財」としての評価を得ることである。このことにより当該資料群を文化財として社会的に位置づけることが可能になり、当該資料群の資料化にむけて的・時間的・財政的裏づけを確保することができるのである。

## (2) 国登録有形民俗文化財登録制度の可能性

登録有形民俗文化財の登録基準は平成一七年三月二八日付け文部科学省告示第四十五号で次のように定められている。文化財登録制度は平成七年度の文化財保護法改正時に創設されているが、当該登録制度は平成一六年度の文化財登録制度の拡充として位置付けられたものである。

有形の民俗文化財（重要有形民俗文化財及び文化財保護法第一百八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体が行っているものを除く。）のうち、次の各号のいずれかに該当するもの

- 一 形様、製作技法、用法等において我が国民の生活文化の特色を示すもので典型的なもの
- 二 有形の民俗文化財の収集であつて、その目的、内容が歴史の変遷、時代的特色、地域的特色、技術的特色、生活様式の特色又は職能の様相を示すもの
- 三 我が国民以外の人々に係る有形の民俗文化財又はその収集であつて、我が国民の生活文化との関連を示すものうち重要なもの

このように当該登録基準は極めて緩やかなものである。前節で述べた三重県志摩市での事例以外にも、筆者は「与論島の生産・生活用具」（平成二三年三月九日登録）、「行田の足袋製造用具及び製品」（平成二七年三月二日登録）、「上尾の摘田・畑作用具」（平成二八年三月二日登録）に関わってきた。行田市の場合は『行田市史 民俗編』編纂事業の関わった過程で行田市博物館が開館以来収集してきた足袋産業に関する資料を文化財として位置づけることの必要性から計画が始まり、上尾市の場合は教育委員会の歴代職員が収集保管してきた資料群の保存管理を目的に計画が始まり、登録後に資料調査整備事業に応募することで前者は令和二年に重要

有形民俗文化財に指定され、後者については今年度末に重要有形民俗文化財に指定される予定である。

三沢市の事例は登録のための基礎作業を多く残しているが、一と二の要件に合致するものである。国・県の指導と助言をもとに継続的な基礎作業が継続されれば、資料調査整備事業への応募も可能になるため、登録にむけての努力を続けていくべきである。

### (3) 国登録有形民俗文化財登録制度の課題

地方自治体単位ですすめられる有形民俗文化財の登録事業では思いがけないことが起きることがあった。「与論島の生産・生活用具」の事例を紹介したい。筆者は文化庁調査員として文化庁調査官と与論民俗村に保管されていた当該資料群の視察を行った。このことが契機となり、博物館学芸員となっている大学院修了者や現役大学院生やゼミ生の協力により、数年に亘り登録申請のための基礎作業を行い、平成二十三年三月九日に登録された。

ところが、当該資料群は平成二十六年二月六日に国の登録が抹消された。国の登録を受けて、与論町の文化財保護審議会が「保険は二つかけておいたほうが良い」という判断のもとに与論指定文化財に指定したからである。国の登録に加えて与論町が文化財指定をすることで保護を手厚くしたいとの判断であったが、登録基準には「文化財保護法代百八十二条第二項に規定す



る指定を地方公共団体が行っているものを除く」という規定があり、町が文化財指定をした段階で国の登録は抹消されるのである。

この事例は文化財保護行政の末端に位置する離島での文化財保護制度に関する理解がどのようなものであるのかを教えてくれる。当該資料群を与論町文化財保護審議会が町指定にしたことは文化財保護法の下では誤った判断ではなかった。登録制度が拡充された背景には地方自治体が指定していない資料群の文化財的位置付けを国が図り、当該自治体に示唆を与えるというある種の啓蒙を図るといふ目的が存在していた。与論町文化財保護審議会の対応は、この目的にすぐさま対応したものと評価されるものである。

一方で、この判断を下す際に文化庁や県の指導や助言を受けたのかというところその過程は省かれていた。国の登録よりも地方自治体の指定の方が上位にあることを確認しないまま指定の判断をしてしまったのである。

筆者たちがボランティアで当該資料群の登録申請作業に協力したのは、民間博物館として経営基盤が脆弱なことから登録申請をおこなうことで登録後に資料調査整備事業に応募して自律的な資料管理ができるような体制への転換が図れるようにという意図があった。さらに、町単独での文化財助成予算は限られたもので、国の登録となったことを前提に助成についての転換を図ることを想定していた。加えて台風常襲地帯に位置する与論島では毎年のように台風

や風雨による被災が続いており、登録資料群の保存・保管施設に対する助成申請につなげていけないかという期待も含まれていた。登録が未梢したことで、文化財保護審議会で想定していた助成計画も瓦解した。民俗村ではその後の台風被害により展示施設として利用していた施設が二棟倒壊しており、民俗村は自力でその改修を行うことを余儀なくされてしまった。

有形民俗文化財登録制度の運用で考えなければならないのは、制度を運用する現場での周知をどのように図るかということである。与論町の事例は、地方自治体の末端に位置する民間博物館の事例ということになる。登録にむけての作業は文化庁の指導と与論町教育委員会の協力により進められることになった。この過程で鹿児島県の文化財担当者による現地での指導や助言は行われていない。筆者たちが現地で聞いたのは「(県の担当者には) 島まで来る旅費がないから」という事由であった。日常的なこうした関係性が与論町と鹿児島県との緊密な関係を絶つことになり、民間博物館に対する適切な指導の機会を失わせることになったのではないかと考えられる。その証左は、筆者が平成二六年に資料調査整備事業の相談に与論町を訪ねた折に町の文化財指定の事実を文化庁も鹿児島県も知らされていなかったということである。法整備が活かされるのは運用する現場である。法を整備する側ではこうした運用する現場での実状というもので想像することができないという制約のなかで法整備が行われていく現実をふま

えなければならぬし、運用する側は情報収集と関連機関と緊密な連絡をとることで対応していかねばならないのである。そして、そのことを実現させていくためには文化財保護行政の現場で有為な人材の育成を図っていくことにも注力していかなければならないのである。

### おわりに

筆者は『アイヌの民具』刊行運動の現地作図班に参加したことで、生活用具を民俗資料として標本化する手段として実測図を作成するという経験をした。この民俗資料の実測図作成は重要有形民俗文化財指定のための要件となり一九八〇年代以降は制度としても定着している。現在は写真データを基にしてイラストレーターなどのパソコンソフトを活用することで省力化も図られるようになってきた。この制度が定着していく過程では、筆者たちは『アイヌの民具』の「残党」と呼ばれたこともあった。それには実測図作成事業に要する時間と経費に対する批判が籠められていた。

実測図の作成は時間と経費を有する作業であるが、それに比して得られることも多い。実測図を作成するための基本的な作業は当該生活用具を観察することである。形状の計測作業にも時間を要するが、その過程で材質の同定や製作過程の確認、使用痕の確認等が行われていくことになる。計測データや観察・同定データが一括表記されるのが民俗資料の実測図である。実

測図の有用性は安房博物館における保存処理事業での事例でも理解いただけれると思う。指定作業が展開されていくことで、今後は写真データを活用した実測図作成が普及していくことが予測されるが、写真実測による作図の省力化は、観察・同定データ作成作業を省略してしまうことが危惧される。近年の事例でも第一画法による実測図が散見されるなど、実測図作成の基本的技術の普及は地方公共団体単位では定着されたものではない。

このように述べると卑近の民俗資料の散逸に対する手段はないように思われるが、そのことを補完できる制度が国登録有形民俗文化財登録制度である。この制度の活用により地方自治体の指定対象ではなかった有形民俗資料群の保存価値について地方自治体に対して啓蒙的な示唆を与え、そのことを契機として重要有形民俗文化財指定にいたる事例に関わってきた。この経験からすれば、国登録有形民俗文化財制度は有効な制度である。一方で与論町の事例のように、運用する側の判断が国や県との協議や判断をとみなわかないものであると、この制度が有する可能性を閉ざしてしまうことにもなりかねない。

冒頭で述べた無形文化財と無形の民俗資料の登録制度導入に関する議論においても、法整備と併せて運用する地方自治体レベルでの周知やそれを運用することができる人材の育成が適わなければ、法整備の目的は達成できないことになるのである。

注

- (1) 審議内容については、令和三年一月一日に『企画調査会報告書―無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度の創設に向けて―』文化審議会 文化財分科会 企画調査会として、文化庁ホームページで公表された。この報告書をふまえて、無形文化財と無形の民俗文化財の登録制度の創設、地方登録制度の法制化を主な内容とする「文化財保護法の一部を改正する法案」が令和三年二月五日に閣議決定された。
- (2) 文化庁内民俗文化財研究会編 一九七五 『民俗文化財の手びき―調査・収集・保存・活用のために―』第一法規出版に民俗資料の実測のことが掲載された。この年に日本民具学会が発足し、日本常民文化研究所主催の民具実測講座も定期開催されていくことになった。  
また、一九七七年に宮本常一の『民具学の提唱』、一九八五年に岩井宏實・河岡武春・木下忠編『民具調査ハンドブック』が刊行されたことで民俗資料の実測図作成は文化財保護行政のなかに位置づけられていくことになった。
- (3) かやの しげる (一九二六―二〇〇六)。アイヌ民族で、アイヌ文化研究者。晩年はアイヌ初の国会議員となり、アイヌ新法制定に尽力した。
- (4) こうした管理態勢の継承の問題については、自治体の教育委員会の下にある文化財担当部署を首長直轄の部局に移管できるように地方教育行政法が改正されたことで、その展開によってはこうした事態が生じることが危惧される。
- (5) 筆者は、「地方における『民俗』思想の浸透と具現化―渋沢敬三影響下の民間博物館をめぐる―」(研究代表・山田巖子)の分担研究「渋沢敬三影響下の民間博物館における民俗資料の保存と活用」として、小川原湖民俗博物館旧蔵資料のうち、平成二九年三月に三沢市六川目団体活動センターに移動・

収納された資料群を対象に現状確認と今後の保存と活用に関する課題を検討した。

### 参考文献

- 上尾市教育委員会編・発行『国登録有形民俗文化財「上尾の摘田・畑作用具」資料調査整備事業報告書  
〔上尾市文化財調査報告 第一一四集〕、二〇二〇年
- 小川原湖民俗博物館編・発行『小川原湖民俗博物館と祭魚洞公園』ぎょうせい、一九八九年
- 行田市郷土博物館編『行田の足袋製造用具及び製品 資料調査整備事業報告書』行田市教育委員会、二〇一九年
- 拙稿「民具実測図作成の意義と課題」神奈川大学日本常民文化研究所編『民具マンスリー』第五一卷一二号、二〇一九年
- 長尾正義・古川実・山田巖子・小島孝夫「民具の保存管理の現状と課題―小川原湖民俗博物館旧蔵資料をめぐる活動―」神奈川大学日本常民文化研究所編『民具マンスリー』第四八巻一二号、二〇一六年
- 山田巖子編「地方における『民俗』思想の浸透と具現化―洪澤敬三影響下の民間博物館―」弘前大学人文社会科学部地域未来創生センター、二〇二〇年